

令和 6年 6月 28日

旭市長 米本 弥一郎 様

地方独立行政法人
総合病院 国保旭中央病院
理事長 吉田 象二

地方独立行政法人法第40条第4項に基づく積立金の処分に係る承認申請書

1. 承認を受けようとする金額

○ 金 4,844,811,776 円

2. 財源として充てようとする業務の内容

- 病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発等
- 財源充当の必要性に関する詳細な説明は別紙のとおり

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

利益剰余金（積立金）の次期中期目標期間への財源充当について

1. 利益剰余金（積立金）の状況

(1) 第2期中期目標期間終了時点

単位：百万円

	第1期 終了時点	第2期中期目標期間			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当期純利益		560	963	907	▲ 1,199
利益剰余金（積立金）	3,614	4,174	5,137	6,044	4,845

当院が地方独立行政法人となった平成28年度から積み上げてきた利益剰余金の額は、第2期中期目標期間が終了した令和5年度末時点で、4,845百万円となっています。

(2) 第3期中期目標期間における収支計画と、利益剰余金（積立金）残高の推移予想

単位：百万円

	第2期 終了時点	第3期中期目標期間			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
当期純利益		▲ 2,046	▲ 1,150	299	1,013
利益剰余金（積立金）	4,845	2,799	1,649	1,948	2,961

当院は令和5年度に開院以来初の当期純損失を計上。そして当面は、この厳しい状況が続くことが予想され、本年4月にスタートした第3期中期目標期間の収支計画においても、前半の2期は損失の計上となる見込みです。後半の2期は利益の計上を見込んでいますが、計画期間4年間通算の純利益は、▲1,883百万円の損失となるものです。

損失額を計上した場合、利益剰余金（積立金）を取り崩して、損失の処理に充当します。利益剰余金（積立金）の残高は、前半2期の損失処理により、令和7年度末で1,649百万円まで減少しますが、第3期中期目標期間が終了する令和9年度末には、2,961百万円へ回復する見込みです。

この他、利益剰余金（積立金）については、病院設備の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発等に充当することを、第3期中期計画 大項目第8「剰余金の使途」や、大項目第10「その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」の2「積立金の処分に関する計画」において定めています。

2. 法人の利益剰余金（積立金）処分案

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の、第2期中期目標期間終了時点における利益剰余金（積立金）については、病院の運営上、現金預金を留保しておく必要があるため、全額を積立金として第3期へ繰り越すこととしたい。

以上